

道路の掘削ならびに復旧実施要領

令和2年4月1日

草津市 建設部 土木管理課

道路の掘削ならびに復旧実施要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この「道路の掘削ならびに復旧実施要領」(以下「要領」という。)は、道路占用等により道路を掘削ならびに復旧する工事等を行う場合に適用する。

道路を掘削ならびに復旧しようとする者(以下「占用者」という。)は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、この要領に基づき適切に施工しなければならない。

(かし担保)

第2条 占用者の施工した本復旧工事または仮復旧工事については、第28条の検査終了後2年間、その工事のかしが原因で道路が損傷した場合は、道路管理者の指示に従い、占用者の負担において直ちに補修しなければならない。ただし、占用物件が原因による道路の損傷については、かし担保後であっても道路管理者と協議のうえ、占用者において補修しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第3条 前条の規定による占用者のかしにより、他の占用者または第三者に損害を与えたときは、占用者の責任においてすべて解決するものとする。

(工事の施工)

第4条 占用者は、道路の掘削ならびに復旧工事の施工にあたっては、この要領に記載した事項のほか、「滋賀県一般土木工事等共通仕様書」、「滋賀県一般土木工事等共通仕様書付則」ならびに、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、ほか各種法令基準(以下「共通仕様書等」という。)によらなければならない。

このほか、施工の細部について疑義が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議しなければならない。

(安全対策)

第5条 占用者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、建設省道路局編「滋賀県道路工事現場における標示施設等の設置基準」ならびに「滋賀県道路工事保安施設設置基準(案)」により保安施設等を適切に配置し、交通の安全確保に万全を期さなければならない。

2. 占用者は、道路の掘削ならびに復旧工事を計画する際に、関係各機関と協議のうえ、事故発生時の連絡機関および応急処置系統図(以下「応急系統図」という。)を作成し、許可申請(協議)時に添付するとともに、工事中の事故防止に万全を期さなければならない。

3. 占用者は、道路の掘削ならびに復旧工事に前もって道路交通法第77条に基づく「道路の使用許可」を受けなければならない。また、その際の許可条件を遵守して施工しなければならない。

4. 占用者は、万一事故が発生したときは、応急系統図に基づき、直ちに所轄警察署長、道

路管理者、その他関係機関に連絡するとともに、事故現場における交通の安全確保に努めなければならない。

(他の占有者等との協議調整)

第6条 占有者は、道路の掘削ならびに復旧を行うに際し、工事により影響を来す可能性のある占有物の管理者等と常に協議調整を行い、必要に応じてそれらの物件の保全に努めなければならない。

(疑義の処理)

第7条 この要領について、疑義が生じた場合は、道路管理者の指示に従うものとする。

第2章 掘削

(掘削)

第8条 占有者は、道路の掘削ならびに復旧工事の着工にあたっては、着手届を提出するものとする。

2. 掘削は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき行うものとし、必要に応じて土留工を施すなど、安全かつ確実に施工しなければならない。
3. 掘削に前もって地下構造物や地下埋設物の調査を行い、それらに悪影響を来さないよう適切に施工しなければならない。また、必要に応じてそれらの管理者と協議調整を行い、立会を求めなければならない。
4. 掘削の範囲は交通の解放を勘案した範囲に留めなければならない。
5. コンクリートあるいはアスファルトで舗装された道路を掘削する場合は、それぞれに適応したカッター等を使用して掘削し、余分な範囲に影響を来さないよう努めなければならない。また、周囲は方形に切り取り、面は垂直になるように、丁寧に切り取らなければならない。
6. 掘削は、丁張りを設けて丁寧に掘削するものとし、掘削土砂等はただちに搬出すること。ただし、再使用に十分耐えうるものは、交通上支障のない場所に整理堆積し、道路管理者の承認を得て埋戻しに使用することができる。
7. 軟弱地盤または湧水地帯での掘削に際して水替えを行う場合は、その排水先に注意し、公共用水域の汚濁を招くことの無いよう努めなければならない。
8. 掘削に際しては、沿道土地利用者の道路への出入りに支障を来さないよう措置を講じなければならない。
9. 道路の平面交差部は、原則として非開削工法の採用等を検討し、交通への悪影響を低減するよう努めなければならない。
10. 掘削する長さは、当日安全に埋戻しのできる長さとする。
11. 舗装工事完了後は、原則として、一定期間（セメントコンクリート舗装については5年間、アスファルト舗装については3年間）当該箇所の掘削を認めない。ただし、引込管のライフラインに伴う掘削については、舗装復旧条件を協議のうえで認めることとする。

第3章 埋戻し

(埋戻しの時期)

第9条 掘削部は即日埋戻しで復旧を行い、交通の開放を図らなければならない。ただし、非開削工法での立坑などで掘削状態を継続する場合は、交通規制について公安委員会等との協議を経たうえで、第5条の規定による保安施設等を適切に配置し、交通の安全確保に万全を期すとともに、有事の際の体制を整えておかななければならない。

(埋戻しの施工)

第10条 占有者は、工事箇所が後日沈下することのないよう、共通仕様書等に基づき、適切に埋め戻さなければならない。

2. 特に土留工を施工した場合の埋戻しにおいては、土留工の撤去に伴う沈下を防止する措置を講じなければならない。
3. 埋戻しの転圧については、層ごと（層厚20cm以下）に振動ローラーまたはタンパ等を使用して十分締め固めるとともに、埋戻しの施工状態について、一般土木工事等共通仕様書に基づく管理結果を道路管理者へ提出しなければならない。

第4章 仮復旧

(仮復旧)

第11条 掘削した部分は、原則として加熱アスファルト合材により仮復旧し、交通開放しなければならない。なお、路面からの浸水が生じないよう継ぎ目にはストレートアスファルトを施工しなければならない。ただし、砂利道または歩道のほか、特に道路管理者の承認を得たものについては、埋戻し完了後直ちに本復旧できるものとする。

(仮復旧の時期)

第12条 仮復旧は、占有者において埋戻し完了後直ちに施工しなければならない。また、区画線や道路標示も必ず同時に施工し、その完了後でないと交通開放してはならない。

(仮復旧路面の維持)

第13条 占有者は、本復旧工事施工までの間、常に仮復旧箇所を巡回し、その路面に不良箇所等が生じたときは、直ちに修復しなければならない。また、本復旧工事を道路管理者が行う場合は、仮復旧工事完了後から本復旧工事着工までの間、占有者が仮復旧区間の路面を維持するものとする。

第14条 占有者管理期間中に陥没の予兆が確認された場合は、舗装面の補修に止まらず、道路管理者へ連絡のうえ、陥没原因の調査等を行わなければならない。

第5章 本復旧

第1節 総則

(本復旧の方法)

第15条 本復旧工事は、工事前の路面と同等強度ならびに機能以上の路面に復旧するも

のとし、本章の定めるところにより施工するものとする。

(本復旧範囲の決定)

第16条 本復旧する範囲は、申請者立会のうえ、第32条の定めるところにより道路管理者が決定するものとする。

(本復旧工事の施工業者)

第17条 本復旧工事を占有者で施工する場合は、原則として舗装工事に係る草津市建設工事入札参加資格を有するものでなければならない。

(本復旧の施工)

第18条 占有者は第29条から第32条の定めるところによって、本復旧工事を施工しなければならない。

(本復旧の時期)

第19条 仮復旧工事を行わない本復旧工事は埋戻し完了後直ちに施工しなければならない。

第20条 仮復旧工事を行った場合の本復旧工事は、自然転圧期間を経た後、速やかに施工しなければならない。ただし、自然転圧期間は3ヶ月以上とし、本復旧の施工期限は仮復旧工事の完了後概ね6ヶ月以内とする。なお、道路状況等によっては、協議によりこの期間を延長あるいは短縮できるが、この場合は道路管理者の承諾を得なければならない。

第2節 路盤工

(切り込み砕石路盤、粒度調整砕石路盤)

第21条 切り込み砕石路盤および粒度調整砕石路盤の復旧については、共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

第3節 基層および表層

(アスファルトコンクリート基層、表層)

第22条 基層、表層用加熱アスファルト混合物による復旧については、共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

第23条 継ぎ目は十分に締め固めて密着させ、平たんに仕上げるとともに、ストレートアスファルトを施工しなければならない。すでに舗装した端部が十分締め固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。特に、基層と表層の継ぎ目が同一箇所とならざるを得ない場合は、クラックシールを施す等により、路面からの浸水が生じないように施工しなければならない。

(コンクリート舗装)

第24条 車道のセメントコンクリート舗装による復旧については、共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

第4節 砂利道および歩道

(砂利道の施工)

第25条 砂利道の復旧については、施工箇所の実状により別途指示するものとする。

(歩道舗装の施工)

第26条 歩道舗装の復旧については、次の各号によって施工しなければならない。

一. アスファルト舗装の場合

アスファルト混合物による復旧については、共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

二. コンクリートブロック舗装の場合

コンクリートブロック舗装による復旧については、共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。なお、既存のコンクリートブロックで破損していないものは、道路管理者の承認を得て、付着したモルタルを丁寧に取り除き、使用できるものとし、その他はすべてJIS規格の製品を使用すること。

三. 現場打ちコンクリート舗装の場合

共通仕様書等の定めるところにより施工しなければならない。

第6章 工事中の指示ならびに検査

(工事中の指示)

第27条 占有者は、工事施工中は特に道路管理者との連絡を密にし、道路管理者が現場において、施工中随時必要と認める検査をするときはこれを拒むことはできない。また、検査に必要な材料、器具および労力は遅滞なく準備し、検査に合格しない材料の取替、混合物の不良、仕上がり厚さの不足等による打替えその他の処置については、遅滞なく道路管理者の指示に従わなければならない。

(検査)

第28条 占有者は、本復旧工事または仮復旧工事完了後、速やかに完了届を道路管理者に提出するものとする。

2. 道路管理者は、前項の届書を受理した結果、当該工事に係る指摘事項がある場合は、手直しを命ずるものとする。その場合、占有者は速やかに手直し工事を行い、再度完了届を提出しなければならない。

第7章 路面復旧工法

(路面復旧工法)

第29条 路面復旧工法は、別表第1号に掲げるものを標準とする。ただし、道路改良の際の設計断面が判明している場合は、その舗装断面で復旧する。

第30条 路面復旧（埋戻しおよび仮復旧を含む。）材料の品質および配合は、別表第2号に掲げるものを標準とする。

第31条 掘削時に現場地盤が軟弱地盤、有機質土、ヘドロ等の不良地盤であることが判明した場合には、道路管理者に協議し、指示を受けなければならない。

第8章 本復旧範囲の決定

(本復旧範囲の決定)

第32条 本復旧の範囲は、次の各号によるものとする。

- 一. 本復旧範囲は、掘削部分に影響範囲を加えたものとする。
- 二. 本復旧範囲の端は、掘削による近接路床路盤の弛緩が掘削部周辺の舗装に与える影響を考慮し、第33条の定めるところによるものとする。
- 三. 本復旧範囲以外に、明らかに掘削の影響による亀裂または沈下等の異状が路面に生じている場合は、その箇所も本復旧範囲に加える。
- 四. 前二、三号による本復旧範囲外に工事による損傷箇所が存在する場合、その箇所も本復旧範囲に加える。
- 五. 周辺路面の状況により、原型路面に復旧することが困難と認められる場合、本復旧範囲に近接する路面に施す表面処理を本復旧工事に加えることがある。
- 六. 本復旧範囲に近接して、既設路面に亀裂または沈下等の異常が生じている場合は、道路管理者の指示するところにより、本復旧範囲に加えることがある。

(各種道路別影響範囲の算定)

第33条 各種道路の影響範囲の算定については、次の各号によるものとする。

一. 車道各種舗装

イ. セメントコンクリート舗装

舗装絶縁線（目地、版端等をいう。以下同じ。）に囲まれた矩形版を復旧の単位版とし、掘削範囲に第32条第1項第2号の影響範囲を加えた範囲の存在するすべての単位版を加算した範囲を本復旧範囲とする。従って、「影響範囲＝単位版の範囲の総和－掘削範囲」となる。ただし、基本単位版の縦方向の長さが5.0m以下のものについてはこれを横方向に2等分し、横方向の長さが4.5m以上のものについてはこれを縦方向に2等分して分割するとした場合の矩形版を復旧の単位とすることができる。この場合、新旧の接面には樹脂系接着剤を塗布すること（図一1）。

ロ. アスファルト舗装

- 1) 基本的な復旧範囲は、掘削線（矢板で土留する場合はその外接線）に影響範囲の40cmを加えた範囲とし、縦方向の復旧幅は最低2m、横方向の復旧幅は半幅までで収まれば半幅復旧、半幅を超える場合は全幅復旧とする（図一2）。
- 2) 舗装幅員4.0m以下の道路については全て全幅復旧とする（図一3）。
- 3) 電柱の建柱に伴う復旧については、縦方向・横方向ともに1.0m幅の復旧とする（図一4）。
- 4) ガス管、水道管、下水道管等の各戸引込管が軒並に埋設される場合、隣接する引込

管の影響範囲の距離に関わらず、影響範囲に含めるものとする（図—5）。

5) 影響範囲が交差点に含まれる場合、交差点内は全て影響範囲に含めるものとする（図—6）。

6) 掘削規制期間内の復旧に際しては、縦方向の復旧幅は道路幅員、横方向の復旧幅は全幅復旧とする（図—7）。

二. 歩道各種舗装

イ. アスファルト舗装

歩道については全て全幅復旧とする。

ロ. コンクリートブロックならびに現場打セメントコンクリート舗装

本復旧範囲および影響範囲の算定は、本条第1号のイ. に準ずるものとする。

三. 砂利道

影響範囲を含んだ復旧範囲は、掘削範囲の1.2倍とする。

付則

（施行期日）

この要領は令和2年4月1日から施行する。

路面復旧工法

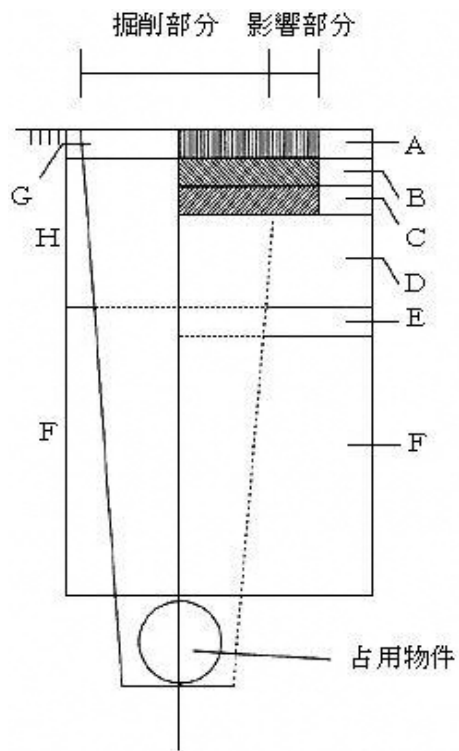
別表第1号

◎仮復旧工事・本復旧工事 寸法表(上記基本図による)

種別		復旧工法 記号	仮復旧 (単位：cm)				本復旧 (単位：cm)									
仮復旧	本復旧		G	H	F	G+H+F	A	B	A+B	C	D	C+D	E	F	A+B+C+D+E+F	
		道路状況														
A号	1号	アスファルトコンクリート舗装	3	22	95.0以上	120.0以上	5	-	5	10	10	20	-	95.0以上	120.0以上	
B号	2号	〃	3	32	85.0以上	120.0	5	-	5	15	15	30	-	85.0以上	120.0	
	3号	〃	3	37	80.0以上	120.0	5	5	10	15	15	30	-	80.0以上	120.0	
	4号	〃	3	52	65.0以上	120.0	5	10	15	10	30	40	-	65.0以上	120.0	
	5号	セメントコンクリート舗装	3	37	80.0以上	120.0以上	施工箇所の実情にあわせ、別途指示する。								120.0以上	
	6号	砂利道					-	-	-	-	-	20	-	100.0	120.0	
	7号	歩道(アスファルトコンクリート)					3	-	3	-	10	10	-	47.0以上	60.0以上	
	8号	歩道(透水性アスファルトコンクリート)					3	-	3	-	10	10	5	42.0以上	60.0以上	
	9号	歩道(歩板材舗装...タイル・平板等)					施工箇所の実情にあわせ、別途指示する。								60.0以上	

付記

- この表に示した復旧断面はあくまでも標準であり、地質または道路の構造等により例外もある。このような場合は、道路管理者の指示する断面で復旧すること。
- 既存の区画線についても、全て復旧すること。
- 8号は次の場合に適用する。①既存舗装が透水性舗装の場合。②既存舗装の種別にかかわらず、歩道全幅を復旧する場合。



(第5条第2項関係)

◎仮復旧工法(占有者施工)

記号	名称	材料・工法
G	表層	密粒度アスコン
H	路盤	クラシャラン 修正CBR \geq 30
F	路床	良質土(切込碎石・山土等) 修正CBR \geq 20

◎本復旧工法(占有者または道路管理者の施工)

記号	名称	材料・工法
A	表層	車道：密粒度アスコン(最大粒径13mm) 車道7号：細粒度アスコン(最大粒径13mm) 車道8号：開粒度アスコン(最大粒径13mm)
B	基層	粗粒度アスコン(最大粒径20mm)
C	上層路盤	粒調碎石 修正CBR \geq 80
D	下層路盤	クラシャラン 修正CBR \geq 30
E	フィルター層	砂 0.074mm ふるい通過量 6%以下
F	路床	良質土(切込碎石・山土等) 修正CBR \geq 20

路面復旧材料の品質および規格

1. 砕石およびアスファルト混合物の規格

路面復旧に用いる砕石およびアスファルト混合物は、共通仕様書等の定めるところによる。

2. 埋戻し土の規格

埋戻しに用いる土砂については、路床、路体の別により、以下のとおりとする。

(1) 路床土

- ・路盤下面より1.0mの範囲を路床と考え、ここに埋め戻す土砂は設計CBR8以上を確保できるよう、良質土を用いるか改良を施さなければならない。
- ・良質土の目安は修正CBR20以上とするが、個別の計算により設計CBR8以上が確保できる場合はこの限りでない。
- ・道路改良工事で既に路床に良質土が施工されている場合は、これを用いて良い。
- ・現場発生土が良好な場合は、試験等により品質を確認し、舗装断面の設計検討を行い、道路管理者に協議し、承諾を得た場合はこれを用いることができる。
- ・セメント等により改良を施す場合は、施工方法や改良の程度を計算の上で、道路管理者に協議し、承諾を得なければならない。なお、その場合は地下水等の環境への影響も十分に検討し、所定の検査等を行わなければならない。

(2) 路体土

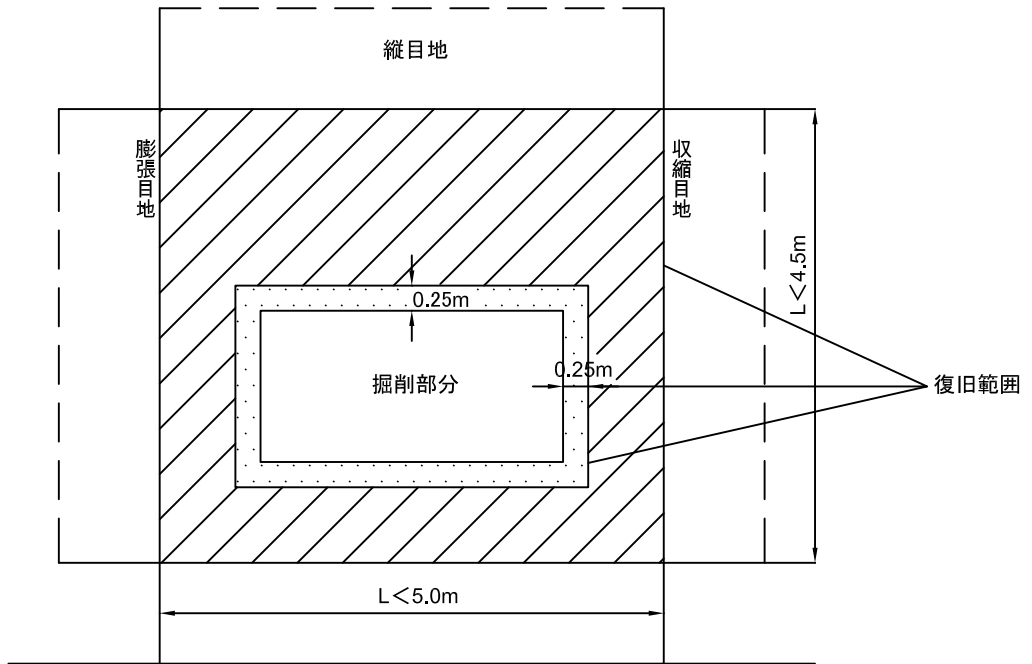
- ・路盤下面より1.0mの範囲を路床と考え、それ以深を路体とする。
- ・路体に用いる土砂は設計CBR8以上を確保できるよう、締め固めに適した土砂を用いるか、改良を施さなければならない。
- ・現場発生土を用いる場合は、道路管理者の承諾を得なければならない。

(3) 現場地盤不良時の対応

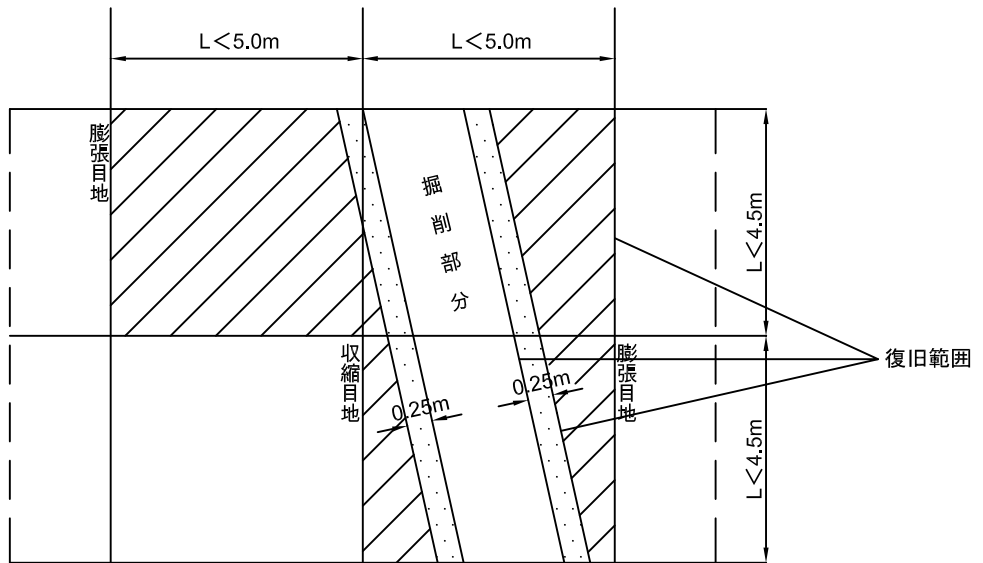
- ・現場地盤が軟弱土、有機質土、へドロ等の不良地盤である場合は、個別に道路管理者に協議し、復旧工法の指示を受けなければならない。
- ・掘削時に現場地盤が軟弱土、有機質土、へドロ等の不良地盤であることが判明した場合には、道路管理者に協議し、指示を受けなければならない。

図-1(セメントコンクリート舗装)

a)



b)



c)

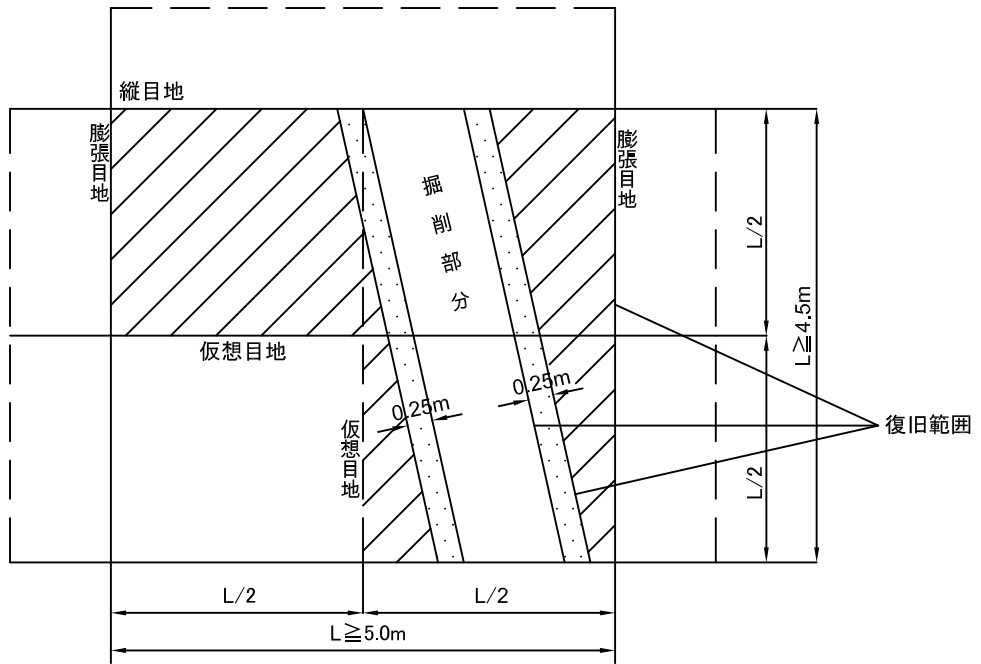


図-2(半幅復旧の場合)

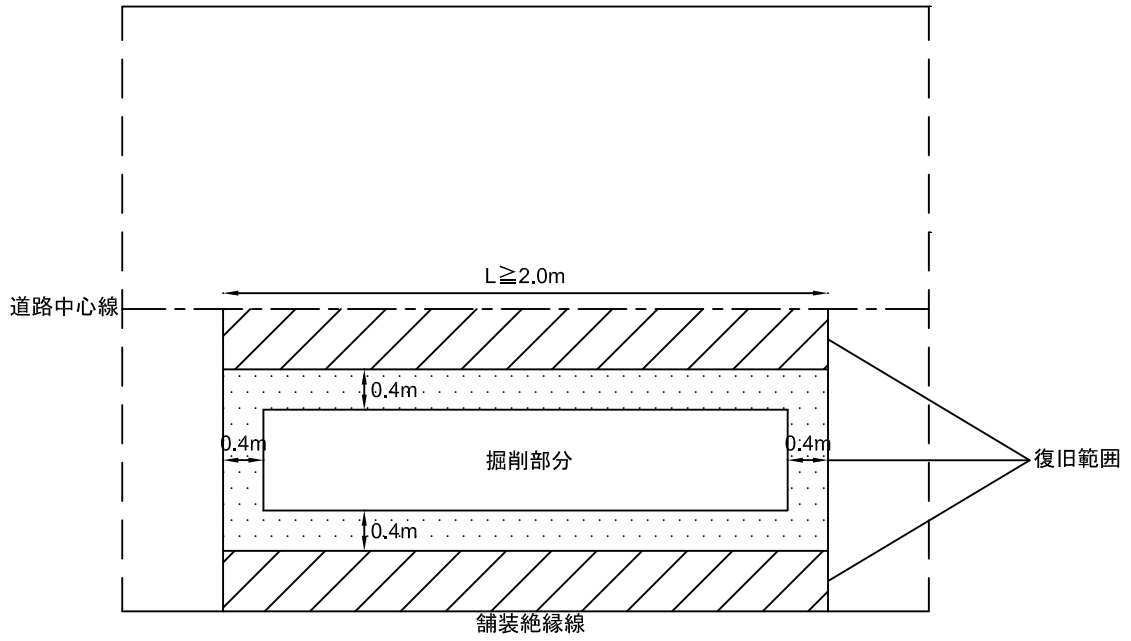


図-2(全幅復旧の場合)

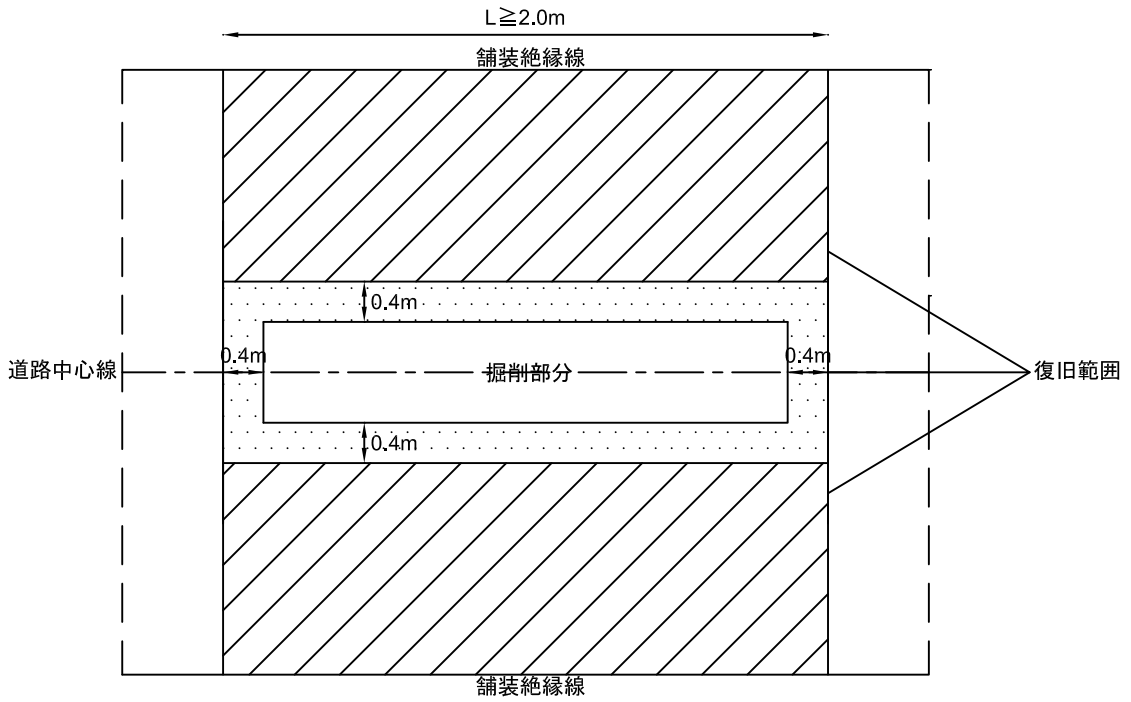


図-3(舗装幅員4.0m以下の場合)

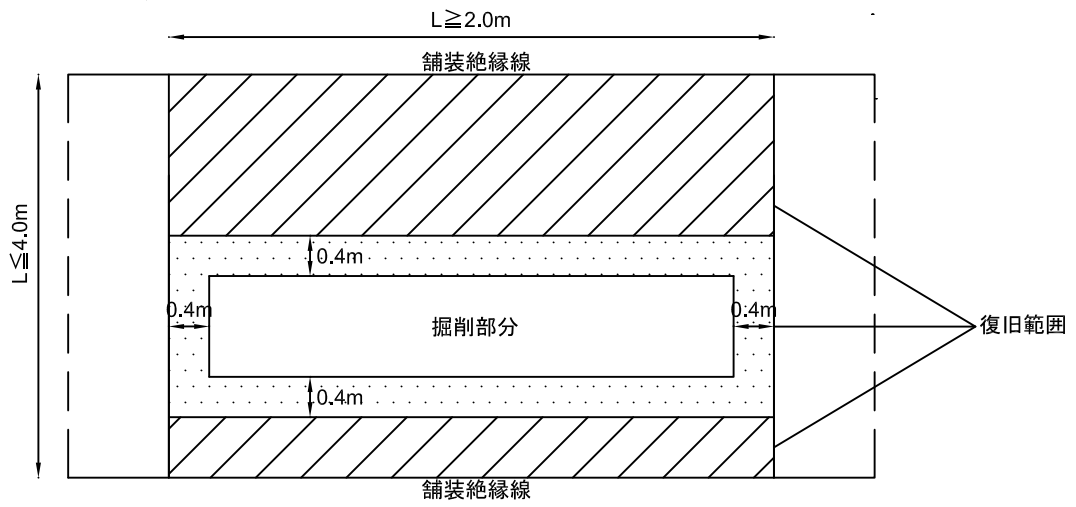


図-4(電柱建柱の場合)

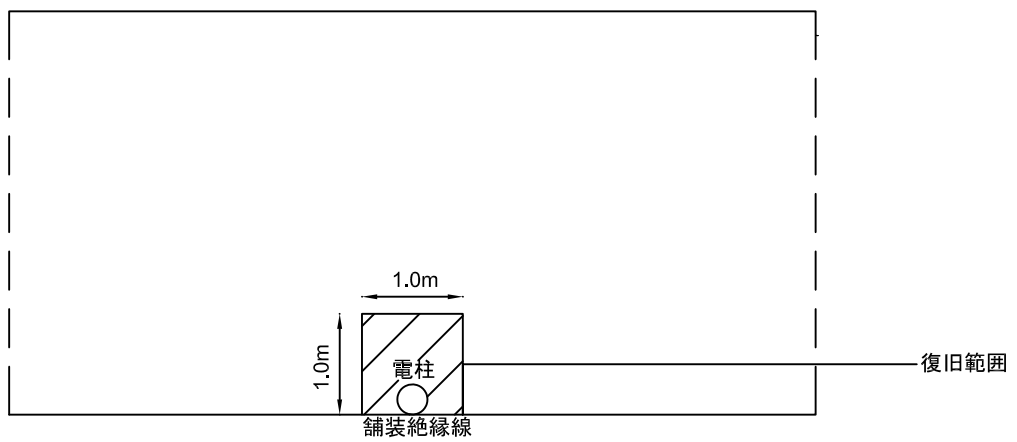


図-5(半幅復旧の場合)

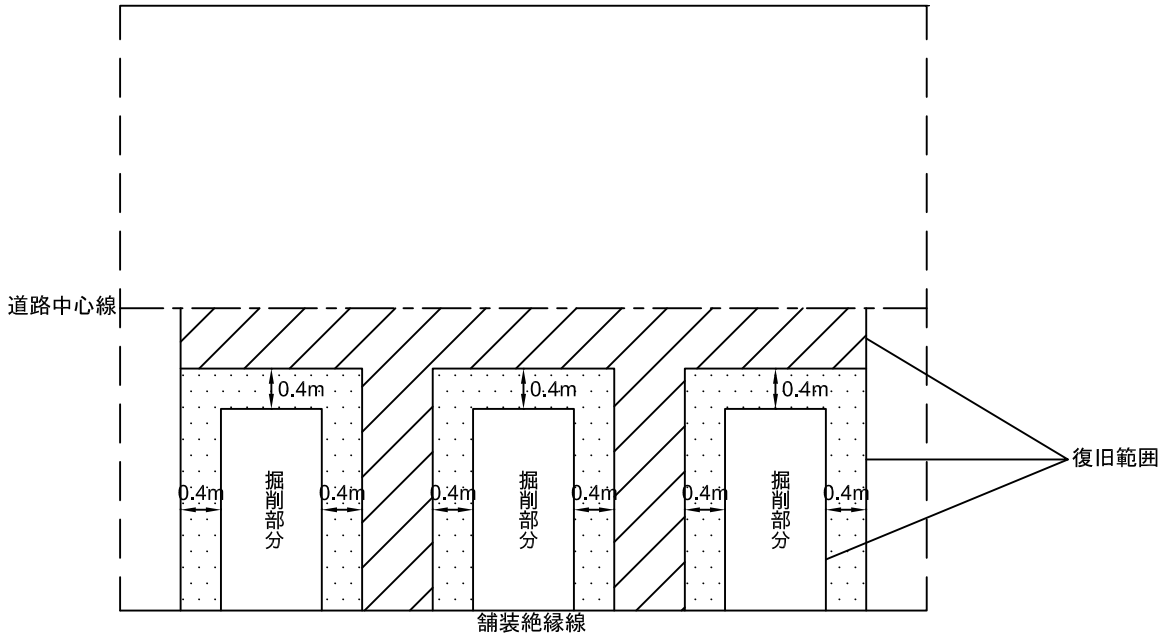
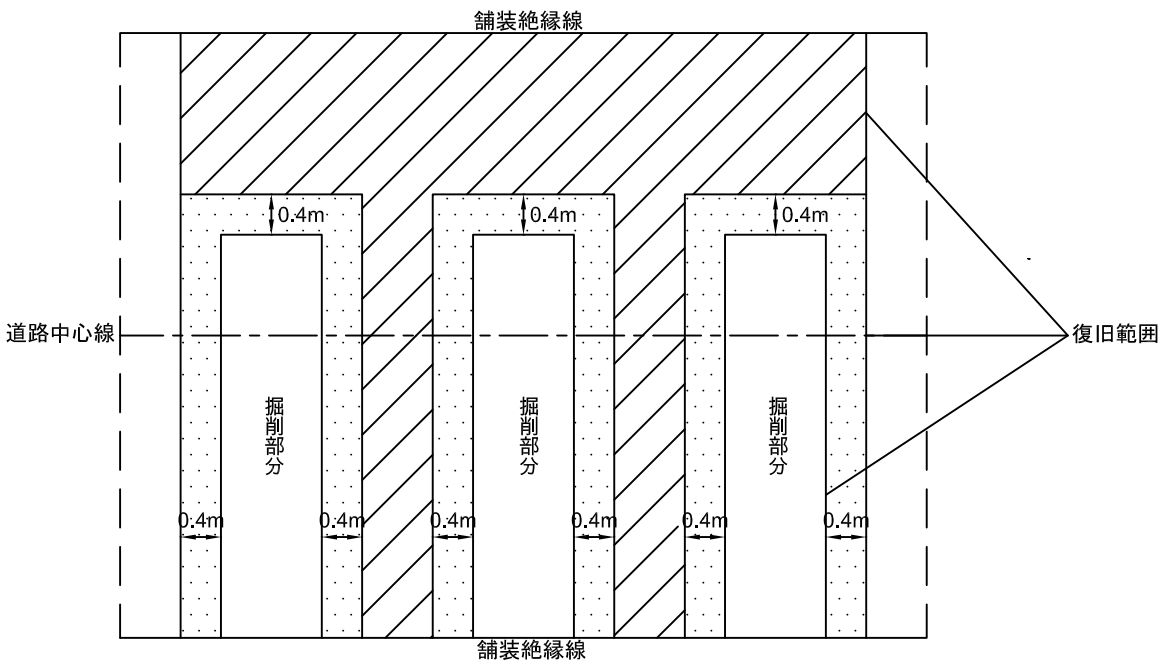


図-5(全幅復旧の場合)



影響範囲0.4mが道路中心線を超える場合においても同様とする

図-6(T字交差点の場合a)

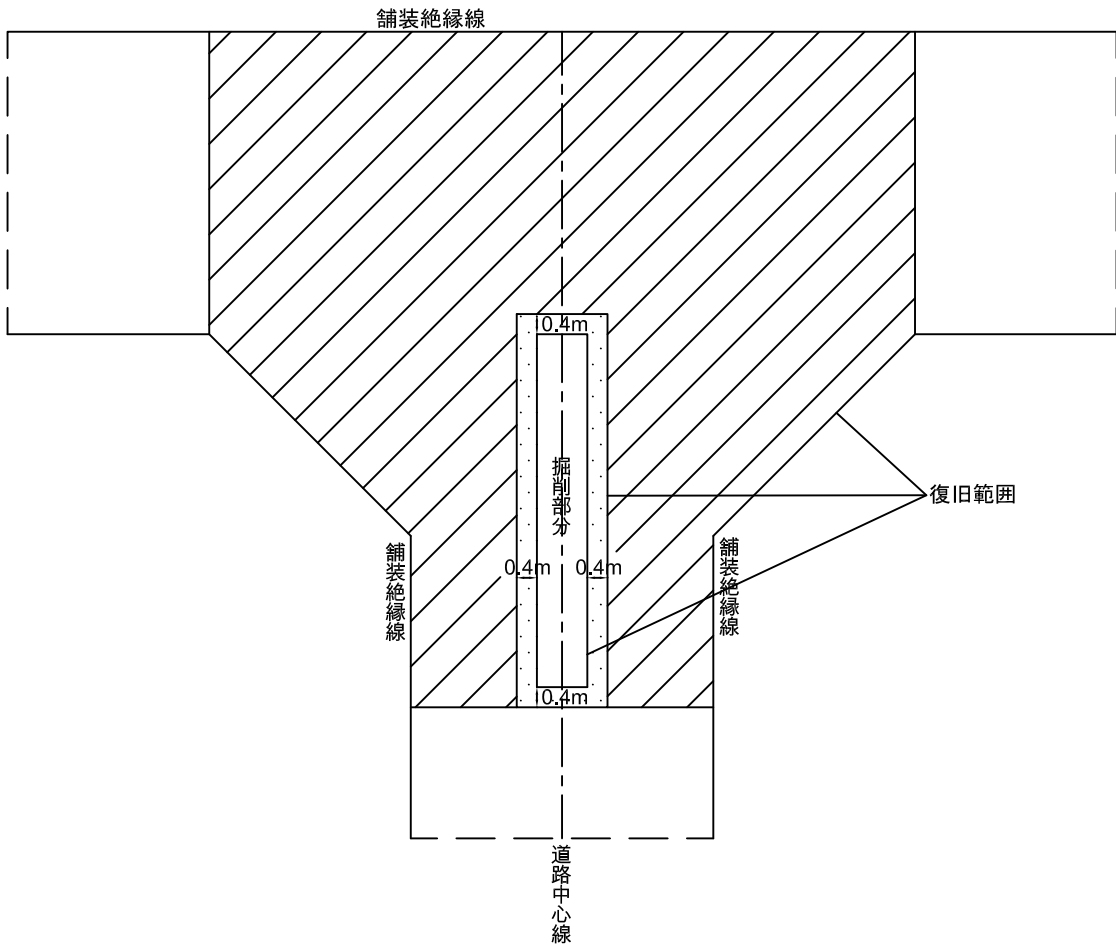


図-6(T字交差点の場合b)

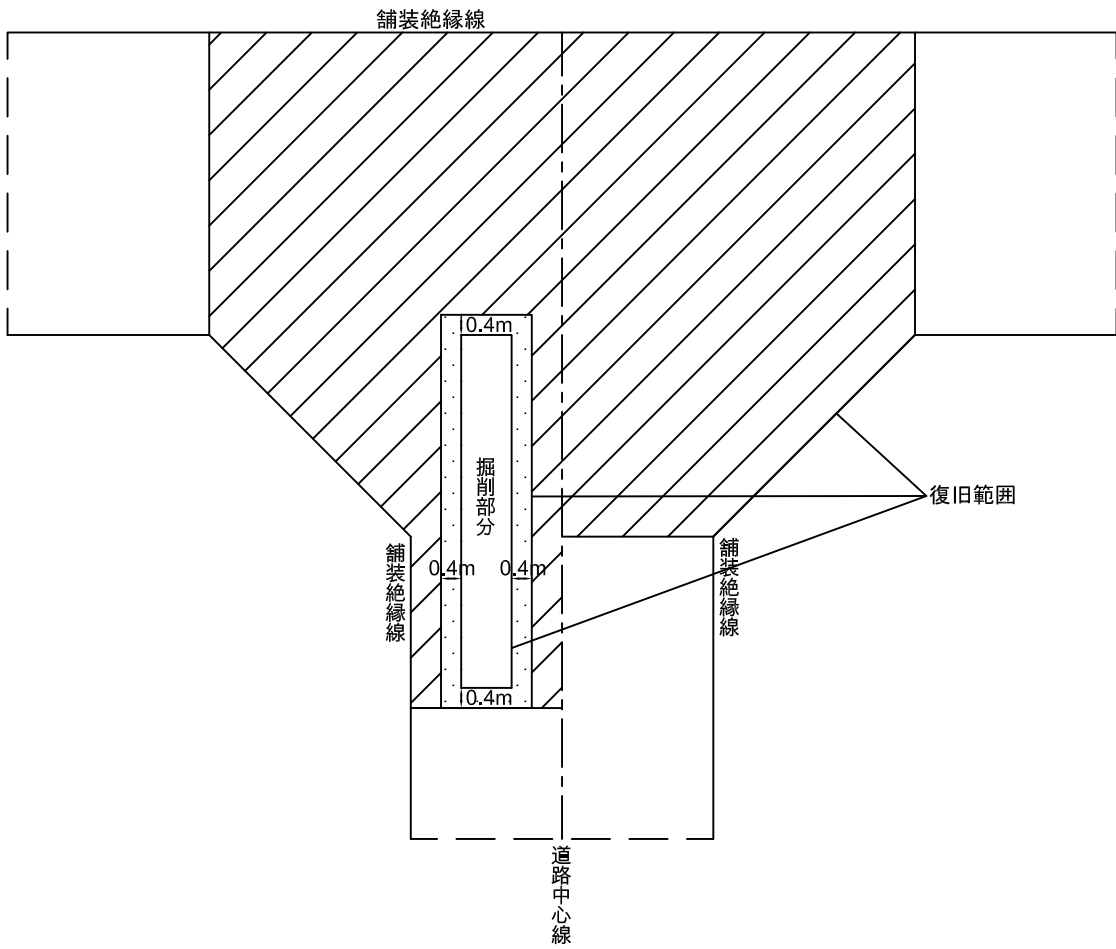


図-6(十字交差点の場合a)

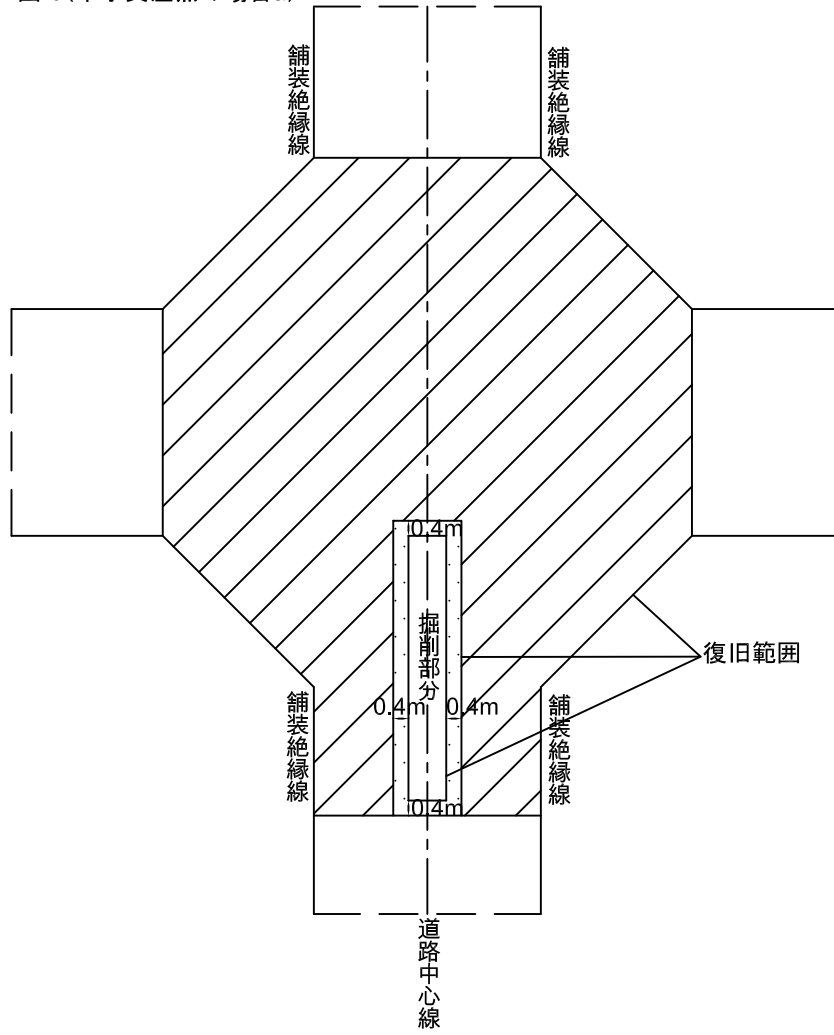


図-6(十字交差点の場合b)

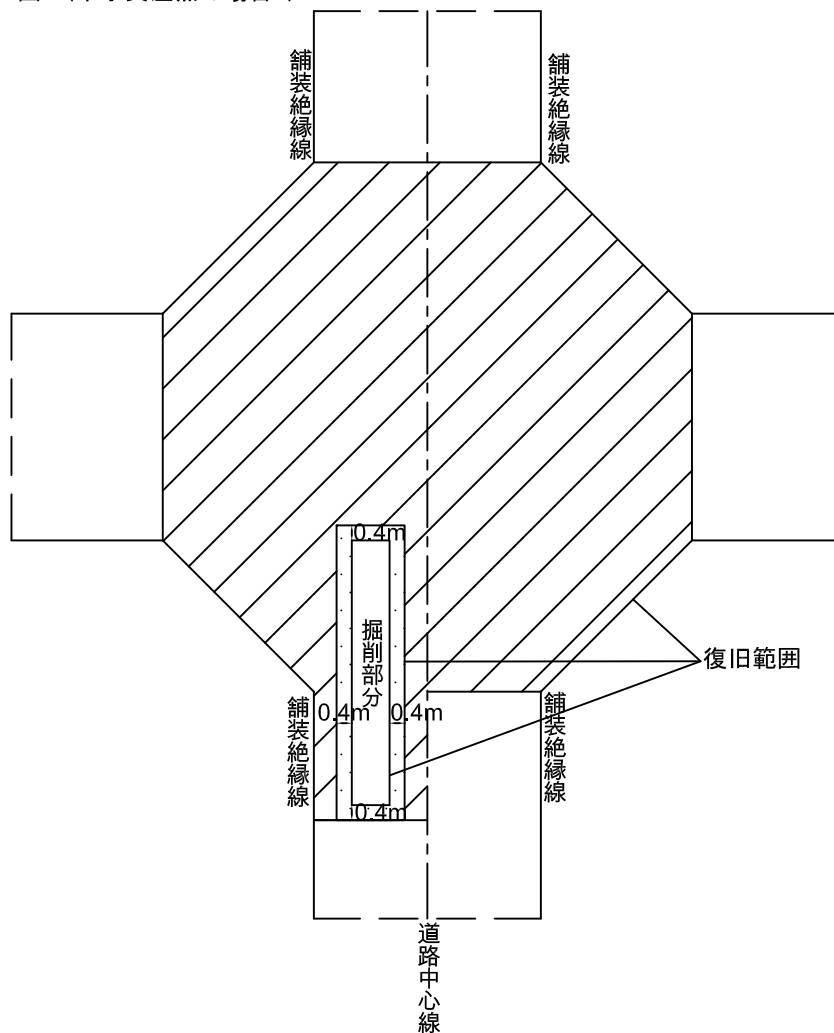


図-7(掘削規制期間内の場合)

